

総合的な取引所検討チーム
取りまとめ

平成 24 年 2 月 24 日
金 融 庁
農 林 水 産 省
経 済 産 業 省

総合的な取引所の実現に向けた制度の整備については、「新成長戦略実現 2011」「日本再生の基本戦略」が閣議決定されており、東京証券取引所と大阪証券取引所の経営統合合意等の昨今の情勢を踏まえ、以下のような具体的な取組を行うこととする。

1. 金融商品取引所、商品取引所、取引業者その他の関係者に対して、証券、金融、商品を総合的に取引できる取引所の実現に向けて協力するよう要請する。その実現過程の一環として幅広い業務提携を推進することについても要請する。
2. 上記 1. と併せ、これまでの法改正を踏まえつつ、当面、証券・金融と商品^(注)を一体として取り扱う総合的な取引所（商品取引所が金融商品取引所と合併・事業譲渡により統合した場合等）について、規制・監督を一元化するとともに、相互連携を確保するため、別添「制度概要」に沿って制度の整備を行う。

(注) コメ等の特定の商品を除く。

3. 上記 1. 2. の施策は一体のものとして同時並行して推進し、別添「制度概要」において法改正を行うこととされた事項について、所要の法律案を今国会に提出する。

(以 上)

制度概要

(注) 今後の内閣法制局審査等により変更がありうる。

1. 総合的な取引所の実現に向けては、これまでの法改正を踏まえつつ、当面、証券・金融と商品を一体として取り扱う総合的な取引所（商品取引所が金融商品取引所と合併・事業譲渡により統合した場合等）について、規制・監督を一元化するとともに、相互連携を確保するため、以下の通り制度の整備を行う。

(1) 取引所について

- ① 金融商品取引所におけるデリバティブ取引の対象となる「金融商品」の定義に、当面、商品先物取引法上の商品からコメ等の特定の商品を除いたものを加える【金融商品取引法・同法施行令改正】。
- ② 証券・金融と上記の商品を一体として取り扱う総合的な取引所（以下、単に「取引所」という）については、金融商品取引法に基づき規制し、内閣総理大臣（金融庁）が一元的に監督を行う。
- ③ 取引所における商品デリバティブ取引に係る商品の上場に関しては、上場商品を取引所の業務規程の記載事項とし、内閣総理大臣（金融庁）の認可事項とする。その認可に当たっては、内閣総理大臣（金融庁）は、物資所管大臣に事前協議を行い、その同意を得ることとする【金融商品取引法改正】。
- ④ 取引所に対する商品デリバティブ取引に係る以下の事項については、内閣総理大臣（金融庁）は、物資所管大臣に事前協議を行い、その同意を得る（取引停止命令等については緊急時を除く。その場合措置の概要を事前に通知。）こととする【金融商品取引法改正】。
 - ・ 金融商品市場開設の免許（商品デリバティブ取引を扱うものに限る。）
 - ・ 商品の上場廃止命令
 - ・ 取引証拠金変更命令
 - ・ 取引停止命令
 - ・ 取引証拠金の算出方法の変更に係る業務規程等の変更命令
- ⑤ 取引所の取引参加者に対する商品デリバティブ取引の自己計算取引・過当数量取引に関する処分については、内閣総理大臣（金融庁）は、物資所管大臣に事前通知することとする【金融商品取

引法改正】。

- ⑥ 取引所は、商品デリバティブ取引について、金融商品取引業者以外の事業者（当業者等）に対し取引参加者となる資格を与えることができることとする【金融商品取引法改正】。
- ⑦ 取引所における商品デリバティブ取引に係る取引高等の報告事項について、内閣総理大臣（金融庁）は、物資所管大臣に通知することとする【金融商品取引法改正】。
- ⑧ 商品のみを取り扱う商品取引所については、商品先物取引法に基づき規制し、物資所管大臣が監督する。

（２） 清算機関について

- ① 既存の商品取引清算機関が取引所における商品デリバティブ取引の清算に参加することを可能とするため、商品デリバティブ取引に係る限定された業務のみを行う金融商品取引清算機関を念頭に、最低資本金に係る免許要件を設定する【金融商品取引法施行令改正】。
- ② 金融商品取引清算機関の免許（商品デリバティブ取引を扱うものに限る。）及び当該清算機関の業務方法書の認可（商品の受渡しに関する事項に限る。ただし、商品取引清算機関を兼業する場合は、商品デリバティブ取引に関する事項。）について、内閣総理大臣（金融庁）は、物資所管大臣に事前協議を行い、その同意を得ることとする【金融商品取引法改正】。
- ③ 商品デリバティブ取引の取引証拠金に係る金融商品取引清算機関の業務方法書等の変更命令について、内閣総理大臣（金融庁）は、物資所管大臣に事前協議を行い、その同意を得ることとする（緊急時を除く）【金融商品取引法改正】。

（３） 取引業者等について

- ① 取引所における商品デリバティブ取引に係る業務を第一種金融商品取引業者の業務に追加し、当該業務には、原則として、第一種金融商品取引業者に関する規制を適用する【金融商品取引法改正】。
- ② ただし、財務基準については、取引所における商品デリバティブ取引に係る業務のみを行う第一種金融商品取引業者に限り、商品先物取引法に基づく規制と同様とする【金融商品取引法関係府令改正】。
- ③ 行為規制等については、現在の金融商品取引法の規制を原則として適用するが、商品先物取引法における現状の規制及びその実

施状況や、垣根を取り払い横断的な取引所を創設するとの基本的考え方等も勘案して、整備する。【金融商品販売法・金融商品取引法・同法施行令・関係府令改正】。

(4) 保護基金・分別管理について

- ① 取引所における商品デリバティブ取引を行う業者については、投資者保護基金の加入義務の対象とする【金融商品取引法改正】。
- ② ただし、当分の間、日本商品委託者保護基金に加入している現行の商品先物取引業者については、投資者保護基金の加入義務を免除し、当該委託者保護基金がその業務を行うことを可能とする【改正法附則】。
- ③ 取引所における商品デリバティブ取引については、現在の商品先物取引法に基づき認められている分別管理の方法によることも可能とする【金融商品取引法関係府令改正】。

(5) 不公正取引について

取引所における商品デリバティブ取引については、課徴金制度の対象とするなど、金融商品取引法上の他の市場デリバティブ取引と同様の不公正取引に係る規制を適用する【金融商品取引法改正】。

(6) 措置要求について

取引所における商品デリバティブ取引について、商品の生産及び流通に与える重大な影響を防止するために必要があると認めるときは、物資所管大臣は、内閣総理大臣（金融庁）に対し、商品先物取引法第 118 条に規定されている各種の措置に相当する金融商品取引法上の措置をとることを要請することができることとする【商品先物取引法改正】。

2. さらに、行政上の相互連携を確保するため、金融庁、農林水産省、経済産業省は、以下のように緊密に連携して対応する。

- ① 上記 1. の制度整備については、政府令事項を含め、金融庁、農林水産省、経済産業省で協議・連携して進めることとする。
- ② 取引所の開設に際し必要となる許認可等に当たり、商品の生産・流通の円滑の観点から必要な事項については、金融庁、農林水産省、経済産業省で協議・連携して進めることとする。
- ③ 上記 1. 及び 2. ①②の協議により実施した措置の重要な内容について、その後の制度改正、認可・命令等により実質的な変更

が加えられることとなる場合には、金融庁、農林水産省、経済産業省で協議・連携して進めることとする。

- ④ 取引所の開設に際し、商品先物取引法に基づき外務員登録されている者が、金融商品取引法に基づく外務員登録を円滑に取得できるよう、金融庁、農林水産省、経済産業省は、各協会における適切な対応を促すこととする。
- ⑤ 実効的な取引監視等のため、金融庁、農林水産省、経済産業省は、相互に協力・連携することとする。
- ⑥ 証券・金融、商品を一体的に取り扱う垣根を取り払った取引所における取引の活性化を図るためにも、口座や税制の一元化などの課題への対処を図る。
- ⑦ 金融庁、農林水産省、経済産業省の担当者による「商品先物取引活性化協議会（仮称）」を設置し、商品先物取引と金融商品取引の連携、商品先物取引の活性化、取引の公正・透明性の確保、今後の必要に応じた制度の見直し等の幅広いテーマについて、定期的に協議を行うこととする。

(以 上)